

新	旧
<p data-bbox="215 268 568 300">職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="831 309 1084 384">昭和26年11月16日 条例第57号</p> <p data-bbox="170 394 277 426">(給料)</p> <p data-bbox="129 435 1093 759">第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。）、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p data-bbox="136 769 259 801">2 省略</p> <p data-bbox="170 810 815 842">(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p data-bbox="129 852 1093 927">第18条の3 第14条、第15条第2項、<u>第16条及び第18条の5</u>の規定は、前条第1項に規定する職にある職員には適用しない。</p> <p data-bbox="170 936 555 968">(農林漁業普及指導手当)</p> <p data-bbox="129 978 1093 1053">第18条の5 農林漁業普及指導手当は、次<u>          </u>に掲げる職員であつて、人事委員会規則で定めるものに対して支給する。</p> <p data-bbox="170 1062 1093 1305">(1) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）<u>第8条第1項          </u>に規定する普及指導員 (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する<u>林業普及指導員</u> (3) 水産業に関する事務に従事する職員であつて前2号に掲げる職員の従事する事務に相当する事務に従事するもの</p>	<p data-bbox="1200 268 1554 300">職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="1816 309 2069 384">昭和26年11月16日 条例第57号</p> <p data-bbox="1155 394 1263 426">(給料)</p> <p data-bbox="1120 435 2083 759">第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。）、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業改良普及手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p data-bbox="1126 769 1249 801">2 省略</p> <p data-bbox="1160 810 1805 842">(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p data-bbox="1120 852 2083 927">第18条の3 第14条、第15条第2項<u>及び第16条          </u>の規定は、前条第1項に規定する職にある職員には適用しない。</p> <p data-bbox="1160 936 1545 968">(農林漁業改良普及手当)</p> <p data-bbox="1120 978 2083 1053">第18条の5 農林漁業改良普及手当は、次の各号に掲げる職員であつて、人事委員会規則で定めるものに対して支給する。</p> <p data-bbox="1160 1062 2083 1305">(1) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）<u>第14条の2第1項</u>に規定する<u>専門技術員及び改良普及員</u> (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する<u>林業専門技術員及び林業改良指導員</u> (3) 水産業に関する事務に従事する職員であつて前2号に掲げる職員の従事する事務に相当する事務に従事するもの</p>

新	旧
<p>2 農林漁業普及指導手当の月額、職員の給料月額に 100分の6 を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 農林漁業改良普及手当の月額は、職員の給料月額に専門技術員及び林業専門技術員並びにこれらに相当する前項第3号の職員にあつては 100分の8、改良普及員及び林業改良指導員並びにこれらに相当する前項第3号の職員にあつては 100分の12 を乗じて得た額とする。ただし、管理職手当の支給を受ける者にあつては 100分の8 以内で人事委員会規則で定める率を乗じて得た額とする。</p>